

# 理事職務権限規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人樂美術館（以下「この法人」という。）の定款第25条に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

## (法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## (理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

## (理事長)

第4条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

## (業務執行理事)

第5条 業務執行理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
  - (2) 副館長の職務を兼ねることができる。
- 2 業務執行理事は、前項に掲げる職務権限に加え、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長の職務を執行する。

## (細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

## 附 則

この規程は、平成23年4月1日より適用する。

(別表)

決裁事項		
項目	決裁権者	
	理事長	業務執行 理事
事業計画及び予算の案の作成に関すること	○	
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案に関すること	○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	
国内外の出張に関すること	○	
契約(書面による)の締結	○	
契約(書面による)金額の範囲内の支出		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出及びそれ以外の支出のうち一件につき5万円未満のもの		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき5万円以上のもの	○	
管理事業及び公益事業に関わる事務の統括		○
寄附に関すること	○	
福利厚生(役員含む)に関すること		○
職員の教育・研修に関すること		○
重要な財産以外の資産の運用に関すること	○	
渉外に関すること	○	
外部に対する文書発簡(特に重要なもの)	○	